9　施行令第三十条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十条第四項の申請書の提出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

二　法第五十九条第六項の承認を受けようとする旨

三　記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四　法第五十九条第四項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五　その他参考となるべき事項

10　法第五十九条第六項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第三十条第四項の所轄税務署長への申請に基づく同条第五項又は第六項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

附則第二項中「（以下「幼稚園」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」に改め、附則第三項の見出し中「幼稚園経営事業」を「幼稚園等経営事業」に改め、同項中「幼稚園における教育」を「幼稚園等における教育又は保育（以下単に「教育」という。）」に改め、附則第四項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、附則第五項中「幼稚園に」を「幼稚園等に」に改め、同項第二号中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同項第三号中「幼稚園の教育」を「幼稚園等における教育」に改め、附則第六項第一号及び第二号中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同項第一号及び第二号中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、附則第七項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号及び第二号中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、附則第八項第三号中「幼稚園」を「幼稚園等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（次項において「一部施行日」という。）から施行する。

（公益事業の範囲等に関する経過措置）

2　改正後の相続税法施行規則附則第二項から第八項までの規定は、一部施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、一部施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

○財務省令第二十四号

地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項及び別表第二第三号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「（設置の許可）」の下に「、第四十三条の三の五第一項（設置の許可）」を加え、同項第二号中「第一条の二第二項第六号」を「第一条の二第二項第六号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第一条第三号」を「第一条第二項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則」を「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」に、「第一条第二項第四号」を「第一条の二第二項第九号」に、「同項第三号」を「同項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第四号（定義）に規定する周辺監視区域（当該周辺監視区域に係る同項第三号に規定する管理区域を含む。）

第五条第八項第八号中「第二十三条第一項」の下に「、第四十三条の三の五第一項」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第二十五号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の項、五の二の項、十の項及び十二の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「を市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する不動産に係る登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の特例）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

(2)　保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3)　保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

(4)　保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

ロ　法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する不動産に係る登記　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書類

第二条第一項に次の一号を加える。

三　法別表第三の一の項の第三欄の第四号に掲げる登記　次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の用に供する不動産に係る登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定こども園の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類